

大和市告示第19号

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の次のように定める。

令和3年2月15日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成26年大和市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当該各号の」を「、当該各号に」に改め、同条に次の3号を加える。

- (3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (4) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けた幼稚園をいう。
- (5) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第29条第1項の規定による確認を受けたものをいう。

第3条第1号中「児童（保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に掲げる事由に該当することにより家庭において必要な保育を受けることが困難である者に限る。）」を「、支援法第30条の4第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、同条第2号中「5年以内に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）への移行に向けて」を「一定期間内に次のア又はイに係る計画（以下「認定こども園化移行等計画」という。）を策定し、」に改め、同号に次のように加える。

ア 幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園に移行すること。

イ 3歳未満児を対象とする小規模保育事業を実施すること（支援法第27条第1項の規定による確認を受けた私立幼稚園である場合に限る。）。

第3条第4号中「5年以内に、認定こども園として幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、設備運営基準及び認定こども園の基準を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）に定める基準（以下「必要基準」という。）を満たす見込みがある」を「認定こども園移行等計画の

期間内に、幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として次に掲げるものに定める必要な基準を満たす」に改め、同号に次のように加える。

ア 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

ウ 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）

エ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

第6条ただし書中「、第3号及び第4号の書類については、当該月に入園した児童に係るものに」を削り、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第9条中「5年以内に、認定こども園として必要基準」を「認定こども園移行等計画の期間内に、当該施設としての第3条第4号に規定する必要な基準」に改める。

別表第1備考第2項中「神奈川県の私立学校経常費補助金交付要綱（昭和47年4月1日施行）による補助の対象となっているとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 神奈川県の私立学校経常費補助金交付要綱（昭和47年4月1日施行）による補助の対象となっているとき。
- (2) 支援法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費又は支援法第28条第1項の規定に基づく特例施設型給付費の対象となったとき。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。